

令和8年度 港区職員再採用選考（カムバック採用）案内

令和8年4月
港 区

この採用選考は、港区の離職者を港区職員として再び採用するために実施するものです。

1 採用職種・勤務場所・主な職務内容

職種（職務名）	採用予定数	勤務場所	主な職務内容
事務、土木造園 建築、福祉※	若干名	港区の指定場所 （敷地内禁煙）	職種等に応じた職務

※福祉職は福祉（福祉）の募集です。

今後の欠員等の状況により募集職種を追加する場合があります。

2 受験資格

次の要件をすべて満たす人が受験できます。ただし、すべてを満たす方でも地方公務員法で選考を受けることができないとされる人は受験できません。（※3、4）

- （1）平成30年4月1日以後に退職した人
- （2）在職時の勤務経験年数が1年以上ある人 ※1
- （3）選考受験日の属する年度の末日において65歳未満の人（部長の職及び課長の職に採用する場合にあっては60歳未満の人） ※2
- （4）採用する職種又は職に必要なとする資格又は免許を有していること。

※1 在職期間の取扱い

任命権者の要請に応じて国等に退職派遣された者又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）に基づき特定法人に退職派遣された者が再採用された場合におけるその者の退職派遣先における期間は、職員として在職していたものとみなします。

ただし、次に掲げる期間は、職員として在籍した期間には通算しません。

- （1）地方公務員法第29条の規定による停職の期間
- （2）特別区、特別区の組織する一部事務組合における相互間の人事交流により区に採用された日前の期間
- （3）特別職、会計年度任用職員、臨時的任用職員及び任期付職員として勤務していた期間

※2 年齢要件の上限に関する経過措置

令和7年度から令和12年度までの間、部長の職及び課長の職以外の職に係る年齢要件の上限の規定の適用については、次表のとおりです。

選考年度	7	8	9	10	11	12
年齢要件の上限	62歳未満	63歳未満	63歳未満	64歳未満	64歳未満	64歳未満

※3 地方公務員法第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は

競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※4 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は選考を受けることができません。

3 採用予定年月日

原則として、令和9年4月1日以降の採用です。

ただし、欠員等の状況に応じて令和8年度中に採用することがあります。

4 選考

(1) 第1次選考

選考方法	書類審査	職務遂行に必要な能力及び適格性等について、受験申込書の記載事項及び区職員として在職していた期間の人事評価、勤務実績等を踏まえて選考を行います。
合格発表	合否にかかわらず第2次選考受験者全員に郵送します。	

(2) 第2次選考（第1次選考合格者のみ）

選考日時・会場	第2次選考の日時・会場等は、第1次選考合格発表時にお知らせします。	
選考方法	面接	人物及び職務に関連する知識などについて、個別面接式により行います。
合格発表	合否にかかわらず第2次選考受験者全員に郵送します。	

5 選考スケジュール

・第1次選考（書類審査）

申込書を受領した日以後、概ね1か月以内に書類審査を行い、審査後14日以内に審査結果を通知します。

・第2次選考（個別面接）

第1次選考の審査結果通知日以後、概ね2か月以内に実施します。

なお、第2次選考の実施日については、別途通知します。

6 申込手続

所定の申込書に必要事項を記入し、110円切手を貼った返信用封筒（長3サイズにご自

分の住所、氏名を記載)と共に下記により申し込んでください。申込書はホームページからダウンロードできます。

申込方法	郵送 (封筒の表に赤字で「港区職員再採用選考(カムバック選考)申込」と明記し、簡易書留等で郵送してください。簡易書留等によらない郵送での事故については、責任を負いません。)
受付期間	随時受付
申込先	港区総務部人事課人事係(本庁舎10階) 〒105-8511 東京都港区芝公園1-5-25 TEL 03(3578)2111 内線2107

7 勤務条件

(1) 給 与

給料月額、かつて港区職員であった際の職務の級及び号給を基本に、退職後の経歴等を考慮して決定します。

- ① このほか、通勤手当、扶養手当、住居手当、期末・勤勉手当等が支給されます。
- ② 昇給は原則として年1回行われます。

(2) 勤務時間・休暇

- ① 勤務時間は原則として午前8時30分から午後5時15分まで(休憩時間1時間を含む)、実働1日7時間45分勤務、週38時間45分勤務です。
- ② 週休日は、原則として日曜日及び土曜日です。
- ③ 年次有給休暇は1年度につき20日です。ただし、初年度は採用月によって付与日数が異なります(例:10月採用の場合は10日)。
- ④ その他に、夏季休暇、慶弔休暇、妊娠出産休暇、育児休業などの制度があります。

(3) 職員住宅

区内に数か所、職員住宅があります。

8 留意事項

- (1) 本選考への申込みは、一会計年度につき1回に限ります。
- (2) 現に区に再採用する際の職務の級は、区が決定します。
- (3) 再採用選考(カムバック採用)により採用された職員は、条件付採用となります。
また、管理職選考、各昇任能力実証及び昇任選考については、採用初年度及び条件付採用期間中は受験できません。
- (4) こども性暴力防止法に基づく対応について

令和8年12月25日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。)第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者は、採用後の配置について制限がかかる可能性があります。一部の職種についてはこども性暴力防止法に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認を行う場合があります。なお、虚偽の申告をした場合、内定取消事由に該当します。

採用に係る問合せ・連絡先

港区役所

総務部 人事課 人事係（区役所本庁舎10階）

〒105-8511 東京都港区芝公園一丁目5番25号

電話 03 (3578) 2111 (代表) 内線 2107

<最寄り駅>

JR山手線、京浜東北線	浜松町駅	北口	徒歩10分
都営地下鉄浅草線、大江戸線	大門駅	A6出口	徒歩5分
都営地下鉄三田線	御成門駅	A2出口	徒歩5分

区役所案内図

